

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 9 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和 40 年岩手県訓令第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">3 企画室、地域振興支援室、総務室、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室及び総合防災室の職員（室長を除く。）</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	3 企画室、地域振興支援室、総務室、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室及び総合防災室の職員（室長を除く。）	[略]	[略]	[略]	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">3 企画室、地域振興支援室、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室、<u>医師確保対策室</u>、総務室及び総合防災室の職員（室長を除く。）</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	3 企画室、地域振興支援室、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室、 <u>医師確保対策室</u> 、総務室及び総合防災室の職員（室長を除く。）	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]												
3 企画室、地域振興支援室、総務室、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室及び総合防災室の職員（室長を除く。）	[略]												
[略]	[略]												
[略]	[略]												
3 企画室、地域振興支援室、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室、 <u>医師確保対策室</u> 、総務室及び総合防災室の職員（室長を除く。）	[略]												
[略]	[略]												
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

この訓令は、平成 18 年 9 月 19 日から施行する。